

参考資料 1 水道工事監督業務に関するアンケート調査結果

1. アンケート回収状況

(1) 調査対象事業体 : 計60事業体

- ・業務委託積算要領の作成に関するアンケート調査(平成20年度) : 179事業体
 - ・配水管更新工事における現場監督業務委託についてのアンケート調査(平成22年度) : 193事業体
- 調査対象の中小規模の347水道事業体(重複25事業体)のうち、監督業務の委託を実施中、若しくは検討中の60事業体を調査対象とした。

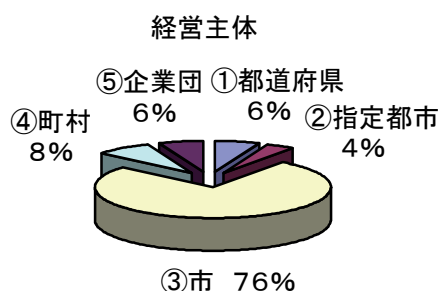
(2) 回答事業体数 : 50事業体

(3) 回答率 : 83.3%

2. アンケート調査結果

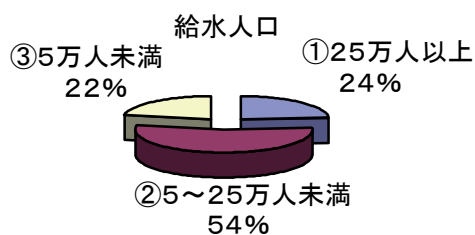
(問1) 全ての方にお聞きします。経営主体について下記より選択して下さい。

選択肢	回答事業体数	
①都道府県	3	6%
②指定都市	2	4%
③市	38	76%
④町村	4	8%
⑤企業団	3	6%
合計	50	100%



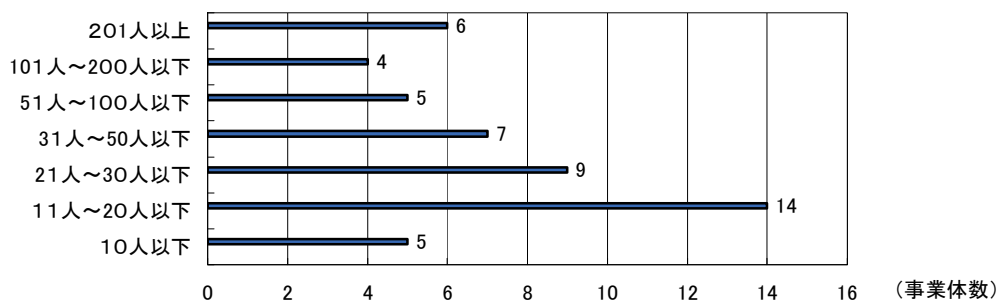
(問2) 全ての方にお聞きします。給水人口について下記より選択して下さい。

選択肢	回答事業体数	
①25万人以上	12	24%
②5~25万人未満	27	54%
③5万人未満	11	22%
合計	50	100%

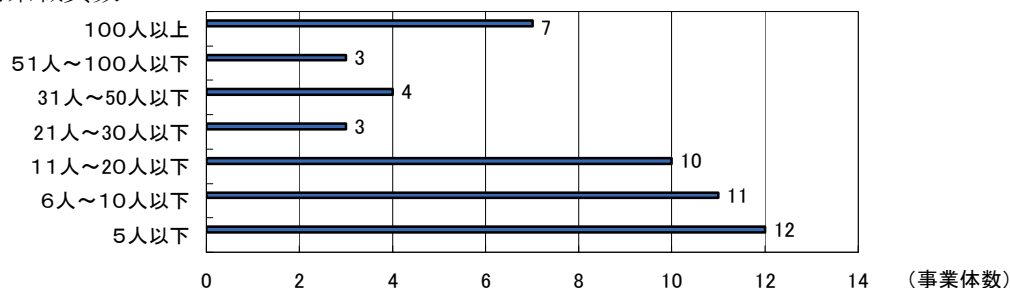


(問3) 全ての方にお聞きします。総職員数、技術系職員数を記入して下さい。

① 総職員数



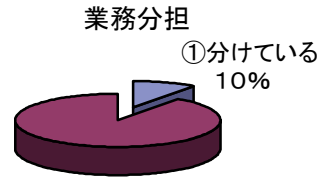
② 技術系職員数



(問4) 技術系職員は、設計業務と監督業務に分けていますか。

選択肢	回答事業体数	
①分けている	5	10%
②分けていない	45	90%
合計	50	100%

②分けていない
90%

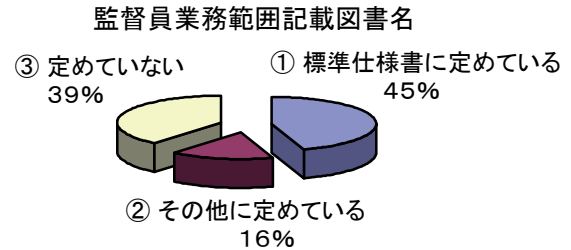


(問5) 監督職員の業務範囲は、設計図書の標準仕様書等に定めて、請負者に周知していますか。

選択肢	回答事業体数	
①標準仕様書に定めている	22	45%
②その他に定めている	8	16%
③定めていない	19	39%
合計	49	100%

⇒②その他に定めている図書名

- ・契約約款
- ・請負契約書
- ・工事監督技術基準
- ・土木工事必携(県建設部)



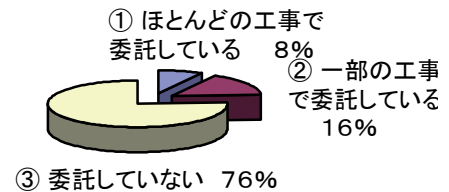
(問6) 工事で監督業務の委託を行っていますか。

(配水管工事(小口径)、配水管工事(大口径)、構造物工事、設備工事(機械・電気・計装)別に回答してください。※大口径は、目安として口径400mm以上とする。)

配水管工事(小口径)

選択肢	回答事業体数	
①ほとんどの工事で委託している	4	8%
②一部の工事で委託している	8	16%
③委託していない	38	76%
合計	50	100%

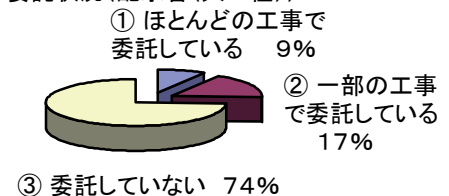
委託状況(配水管(小口径))



配水管工事(大口径)

選択肢	回答事業体数	
①ほとんどの工事で委託している	4	9%
②一部の工事で委託している	8	17%
③委託していない	35	74%
合計	47	100%

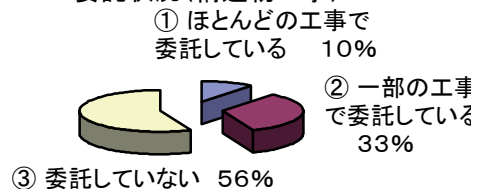
委託状況(配水管(大口径))



構造物工事

選択肢	回答事業体数	
①ほとんどの工事で委託している	5	10%
②一部の工事で委託している	16	33%
③委託していない	27	56%
合計	48	100%

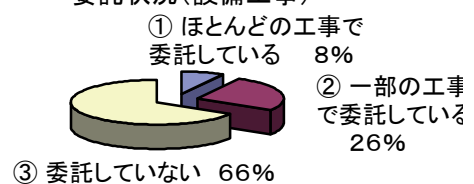
委託状況(構造物工事)



設備工事(機械・電気・計装)

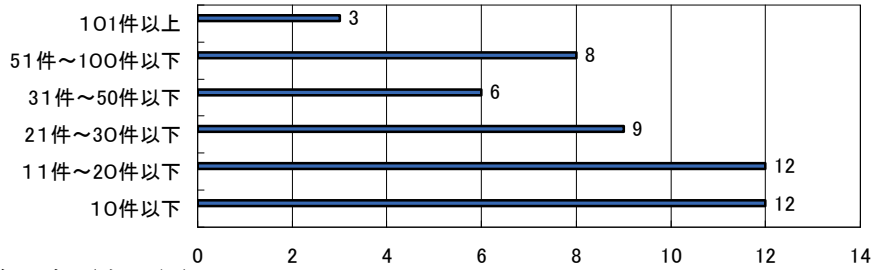
選択肢	回答事業体数	
①ほとんどの工事で委託している	4	8%
②一部の工事で委託している	13	26%
③委託していない	33	66%
合計	50	100%

委託状況(設備工事)



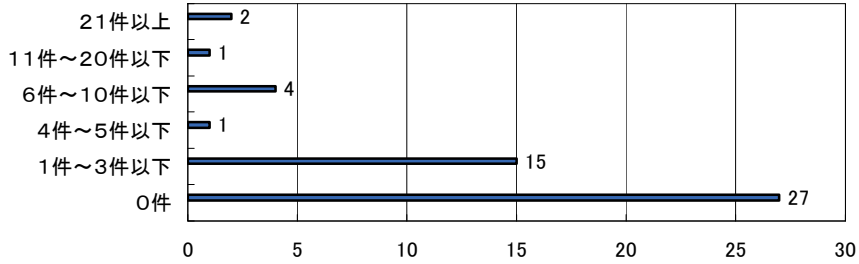
(問7) 工事は年間平均で、何件発注していますか。
(工事種別ごとに、回答してください。)

配水管工事 (小口径)



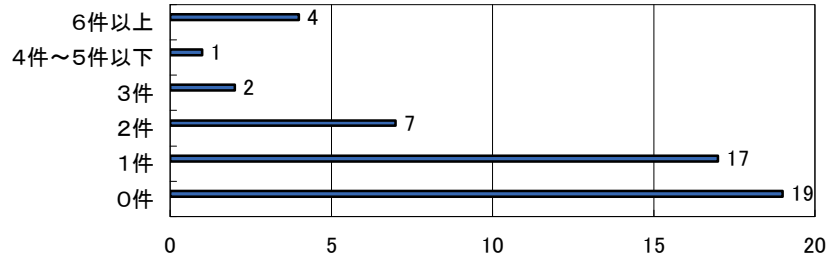
(事業体数)

配水管工事 (大口径)



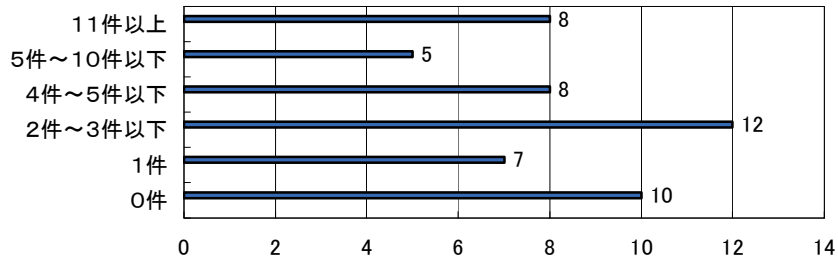
(事業体数)

構造物工事



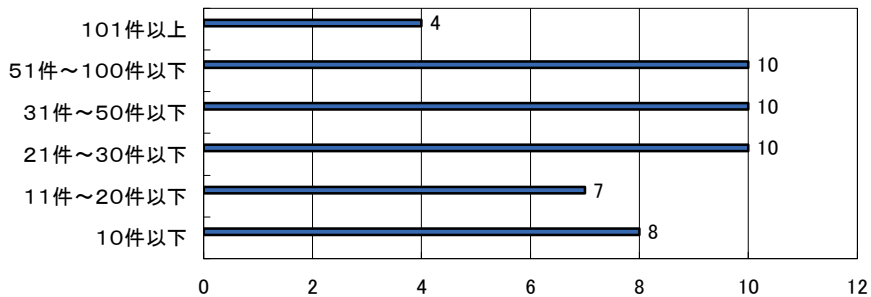
(事業体数)

設備工事 (機械・電気・計装)



(事業体数)

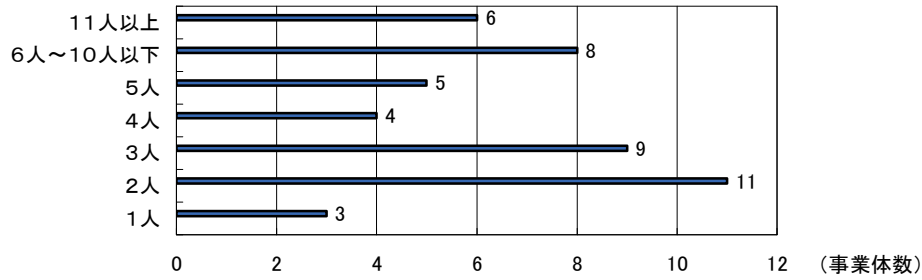
全体工事数



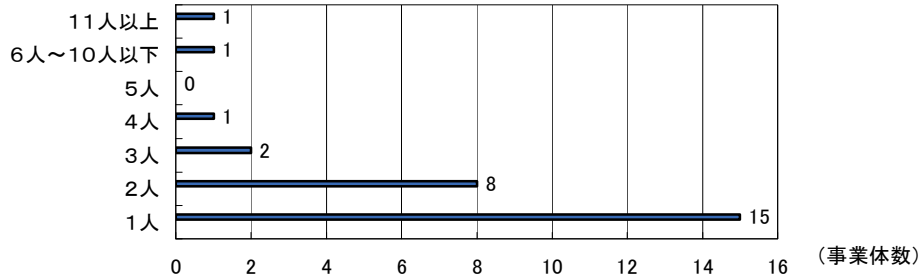
(事業体数)

(問8) 監督員は、何人で監督業務を行っていますか。
(工事種別ごとに、回答してください。)

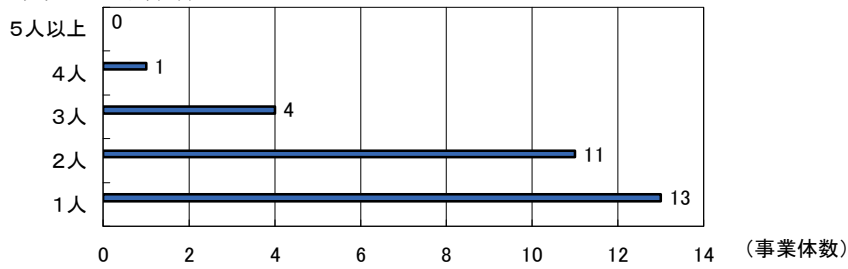
配水管工事 (小口径) : 対象事 46 業体



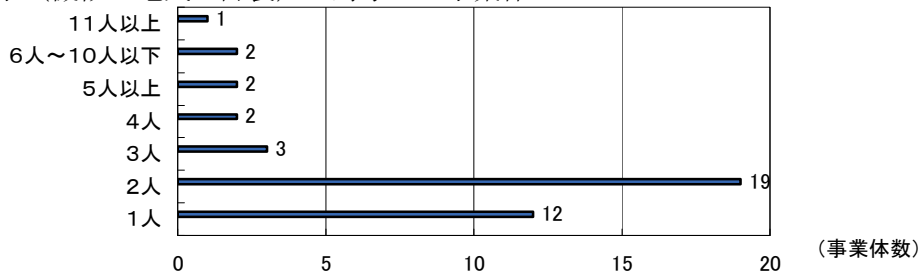
配水管工事 (大口径) : 対象 28 事業体



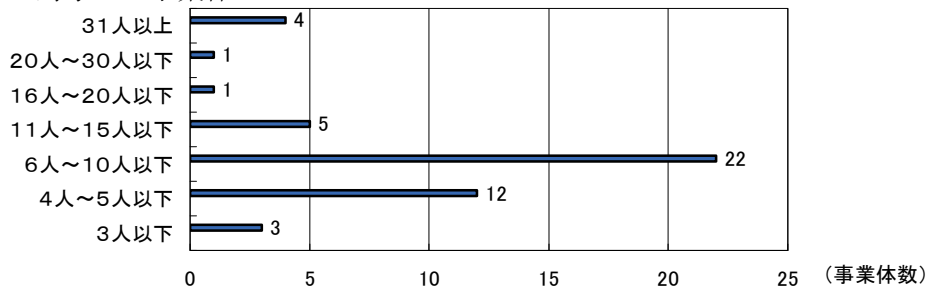
構造物工事 : 対象 30 事業体



設備工事 (機械・電気・計装) : 対象 41 事業体



全工事 : 対象 48 事業体



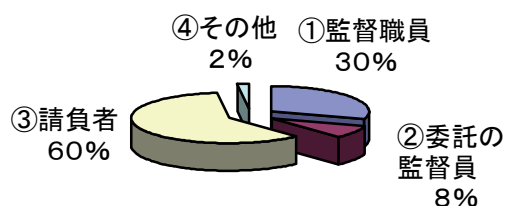
(問9) 工事のお知らせの配布等は、どなたが行いますか

選択肢	回答事業体数	
① 監督職員	15	30%
② 委託の監督員	4	8%
③ 請負者	30	60%
④ その他	1	2%
合計	50	100%

⇒④その他

・基本的に自治会回覧

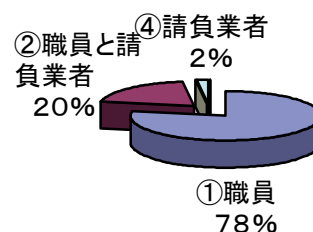
工事のお知らせ配布



(問10) 充水・洗管作業等に伴うバルブ作業は、どなたが行いますか。

選択肢	回答事業体数	
① 職員(監督職員含む)	39	78%
② 職員(監督職員含む)と請負業者	10	20%
③ 委託の監督員と請負業者	0	0%
④ 請負業者	1	2%
⑤ その他	0	0%
合計	50	100%

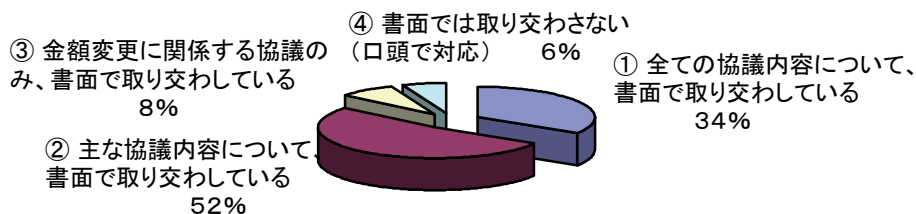
バルブ作業



(問11) 工事の協議(指示)書について、書面で取り交わすのはどこまでですか。

選択肢	回答事業体数	
① 全ての協議内容について、書面で取り交わしている	17	34%
② 主な協議内容について、書面で取り交わしている	26	52%
③ 金額変更に関する協議のみ、書面で取り交わしている	4	8%
④ 書面では取り交わさない(口頭で対応)	3	6%
合計	50	100%

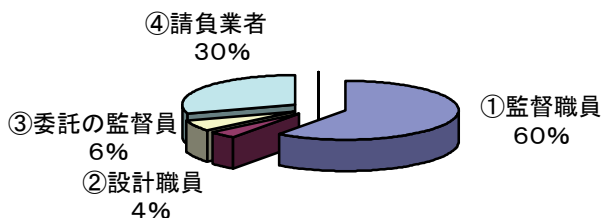
工事協議書について



(問12) 設計変更が発生した場合、出来高数量の算出はどなたが行いますか。

選択肢	回答事業体数	
① 監督職員	30	60%
② 設計職員	2	4%
③ 委託の監督員	3	6%
④ 請負業者	15	30%
⑤ その他	0	0%
合計	50	100%

変更設計時の数量算出



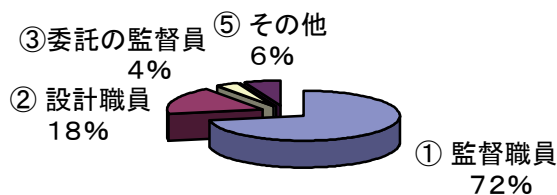
(問13) 工事の精算書について、どなたが作成していますか。

選択肢	回答事業体数	
① 監督職員	36	72%
② 設計職員	9	18%
③ 委託の監督員	2	4%
④ 請負業者	0	0%
⑤ その他	3	6%
合計	50	100%

⇒⑤その他

- ・清算書は作成していない
- ・工事担当職員

工事の精算書



(問14) 問6で「①又は②」と回答された方それぞれに伺います。

委託を実施した理由は何ですか。

A 人材的理由

- ① 専門的な技術や知識を持った職員がいない (従前から技術系職員が少ない)
- ② // (退職に伴い少なくなった)
- ③ // (技術系職員の育成ができない)
- ④ その他 ()

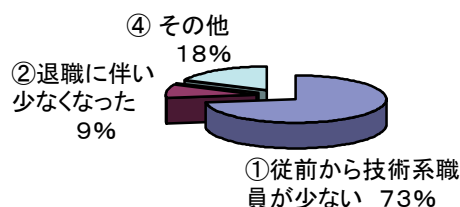
配水管工事 (小口径)

選択肢	回答事業体数	
①従前から技術系職員が少ない	8	73%
②退職に伴い少なくなった	1	9%
③技術系職員の育成ができない	0	0%
④ その他	2	18%
合計	11	100%

⇒⑤その他

- ・配水管工事については事務量が多いため、負担軽減のため委託している
- ・国庫補助事業を中心として大規模工事を多数発注しているため。(主に本庁課)(工事全部)

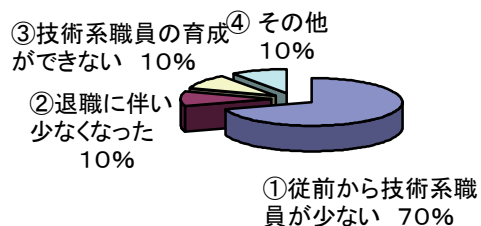
委託人材的理由(配管工事(小口径))



配水管工事 (大口径)

選択肢	回答事業体数	
①従前から技術系職員が少ない	7	70%
②退職に伴い少なくなった	1	10%
③技術系職員の育成ができない	1	10%
④ その他	1	10%
合計	10	100%

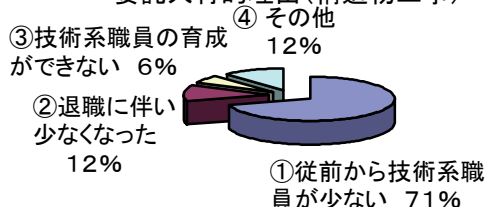
委託人材的理由(配水管工事(大口径))



構造物工事

選択肢	回答事業体数	
①従前から技術系職員が少ない	12	71%
②退職に伴い少なくなった	2	12%
③技術系職員の育成ができない	1	6%
④ その他	2	12%
合計	17	100%

委託人材的理由(構造物工事)

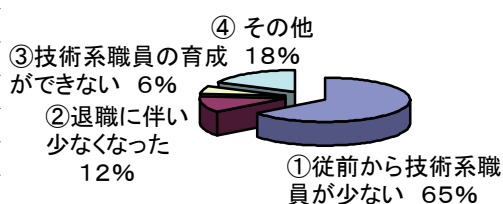


⇒⑤その他 ・事業量増加に伴う技術職員不足

設備工事

選択肢	回答事業体数	
①従前から技術系職員が少ない	11	65%
②退職に伴い少なくなった	2	12%
③技術系職員の育成ができない	1	6%
④ その他	3	18%
合計	17	100%

委託人材的理由(設備工事)



B 組織的理由

⑤ 技術系職員は、他に優先して、コア業務に従事させ事業の効率化を図るため

⑥ 施設整備と維持管理の現行の組織体制が維持できないため

⑦ その他 ()

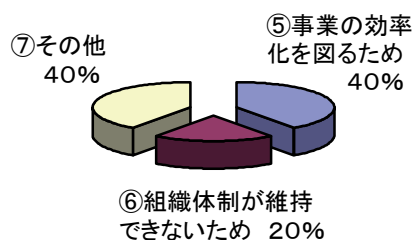
配水管工事 (小口径)

選択肢	回答事業体数	
⑤事業の効率化を図るため	4	40%
⑥組織体制が維持できないため	2	20%
⑦その他	4	40%
合計	10	100%

⇒⑤その他

- ・職員1人当たりの事業量が多いため
- ・⑤及び⑥である

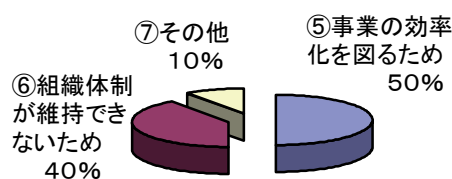
委託組織的理由(配水管工事(小口径))



配水管工事 (大口径)

選択肢	回答事業体数	
⑤事業の効率化を図るため	5	50%
⑥組織体制が維持できないため	4	40%
⑦その他	1	10%
合計	10	100%

委託組織的理由(配水管工事(大口径))



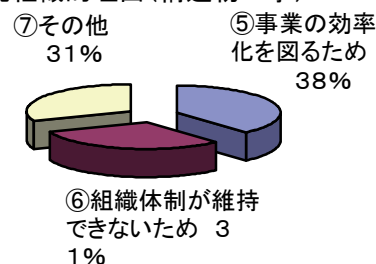
構造物工事

選択肢	回答事業体数	
⑤事業の効率化を図るため	5	38%
⑥組織体制が維持できないため	4	31%
⑦その他	4	31%
合計	13	100%

⇒⑤その他

- ・高度な知識を有する技術者が必要のため
- ・専門的な技術系職員がない

委託組織的理由(構造物工事)



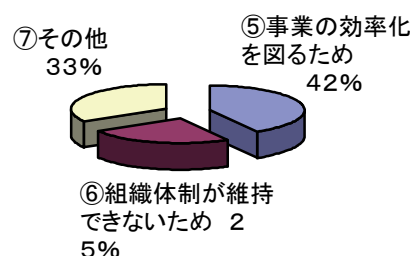
設備工事

選択肢	回答事業体数	
⑤事業の効率化を図るため	5	42%
⑥組織体制が維持できないため	3	25%
⑦その他	4	33%
合計	12	100%

⇒⑤その他

- ・構造物工事と同じ

委託組織的理由(設備工事)



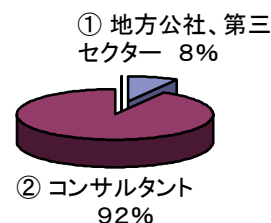
(問15) 問6で「①又は②」と回答された方それぞれに伺います。

監督業務の委託先はどこですか。

配水管工事 (小口径)

選択肢	回答事業体数	
① 地方公社、第三セクター	1	8%
② コンサルタント	11	92%
③ 施工業者	0	0%
④ その他	0	0%
合計	12	100%

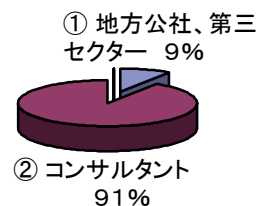
委託先(配水管(小口径))



配水管工事（大口徑）

選択肢	回答事業体数	
① 地方公社、第三セクター	1	9%
② コンサルタント	10	91%
③ 施工業者	0	0%
④ その他	0	0%
合計	11	100%

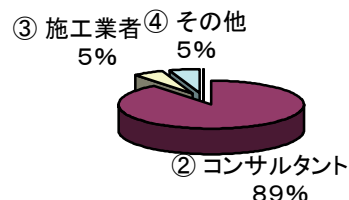
委託先（配水管（大口徑））



構造物工事

選択肢	回答事業体数	
① 地方公社、第三セクター	0	0%
② コンサルタント	17	89%
③ 施工業者	1	5%
④ その他	1	5%
合計	19	100%

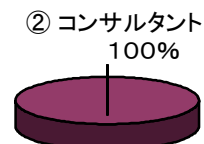
委託先（構造物工事）



設備工事

選択肢	回答事業体数	
① 地方公社、第三セクター	0	0%
② コンサルタント	18	100%
③ 施工業者	0	0%
④ その他	0	0%
合計	18	100%

委託先（設備工事）



（問16）問6で「①又は②」と回答された方それぞれに伺います。

委託している監督業務の範囲はどこまでですか。

① 監督補助業務のみ

※監督補助とは、契約書に定める監督員から、請負者に対する指示、承諾又は処理等委任された業務を、監督員のもとで補助的に行うことをいう。

② 全面的な監督業務：請負者に対する指示、承諾又は協議の処理等を行う。

配水管工事（小口径）

選択肢	回答事業体数	
① 監督補助業務のみ	8	67%
② 全面的な監督業務	4	33%
合計	12	100%

委託範囲（配水管（小口径））



配水管工事（大口徑）

選択肢	回答事業体数	
① 監督補助業務のみ	6	55%
② 全面的な監督業務	5	45%
合計	11	100%

委託範囲（配水管（大口徑））



構造物工事

選択肢	回答事業体数	
① 監督補助業務のみ	11	61%
② 全面的な監督業務	7	39%
合計	18	100%

委託範囲（構造物工事）



設備工事

選択肢	回答事業体数	
① 監督補助業務のみ	8	50%
② 全面的な監督業務	8	50%
合計	16	100%

委託範囲(設備工事)

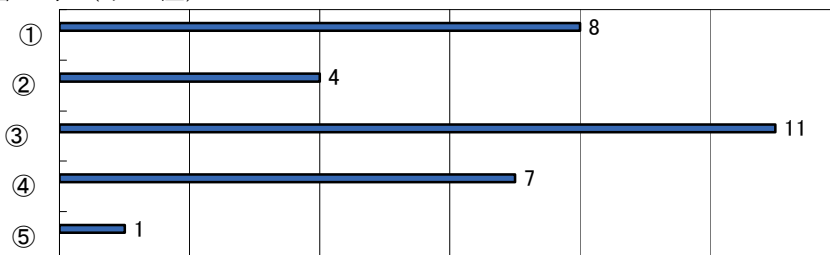


(問17) 問6で「①又は②」と回答された方それぞれに伺います。

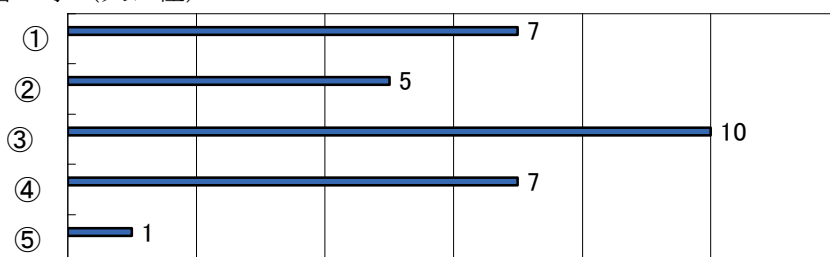
監督業務の委託内容どこまでですか。(複数回答可)

- ① 請負者に対する指示、承諾又は協議の処理等の資料の作成等
- ② 請負者に対する指示、承諾又は協議の処理等
- ③ 契約図書に基づく工程の管理、立ち会い、段階確認、工事材料の試験又は検査等
- ④ 工事の設計変更、工事の検査立会等
- ⑤ その他 ()

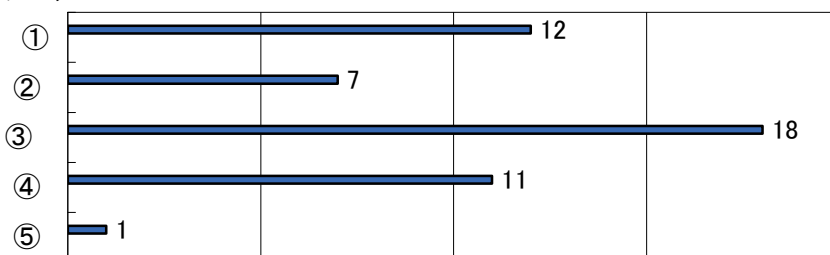
配水管工事 (小口径)



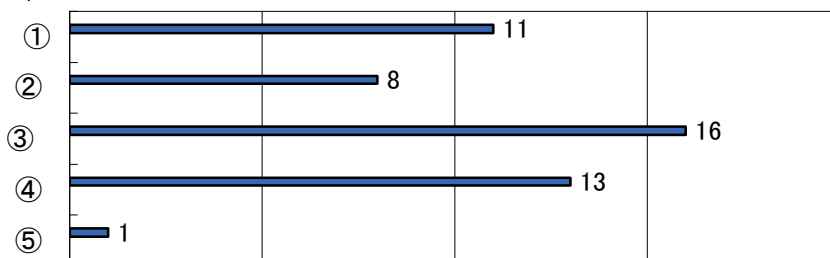
配水管工事 (大口径)



構造物工事



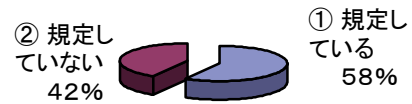
設備工事



(問18) 問6で「①又は②」と回答された方に伺います。
監督員の資格を仕様書等で規定していますか。

選択肢	回答事業体数	
① 規定している	14	58%
② 規定していない	10	42%
合計	24	100%

監督員の資格



⇒①規定している

- ・技術士(上下水道)、又はこれと同等の能力と経験を有する技術者、又は水道法に規定された資格を有するものなど
- ・1級土木施工管理技士、水道法12条
- ・約款に定めるもの、及び設計図書に定めるもの
- ・1級土木施工管理技士、又は2級取得後4年以上
- ・工事請負契約約款
- ・1・2級土木施工管理技士、給水装置工事主任技術者、管路施設管理技士1・2級等
- ・技術士、1、2級土木施工管理技士、1、2級建築施工管理技士、1、2級電気施工管理技士、1、2級管工事施工管理技士等

(問19) 問17の回答において、監督業務の内容を決めた具体的な理由を記入して下さい。

- ・監督員の作業を軽減するため。
- ・専門的な技術、知識を有する職員がいないため
- ・委託した業務内容を明確にする為
- ・職員の減少及び水道管布設に伴う渉外や調整など複雑化しているため
- ・職員でないため業務責任を負わない範囲
- ・監督員が臨場できない場合に、早急な判断が必要な項目については処理できること。
- ・変更協議については、すべて文書で契約部局での協議を必要とすることから、職員での対応が必要のため
- ・監督員が出来ない部分を明確にし、円滑に委託業務を執行するため
- ・本来は職員がすべき業務と考えていた為。
- ・設計内容を熟知しているため
- ・大型工事のため、打合せ・協議の処理等、監督職員が対応しきれない
- ・公共工事のため、最終的には職員の監督が必要である。
- ・請負工事が適正に履行されることを目的に、監督職員の業務を補佐する委託内容
- ・工事の事業費が大きく、国庫補助対象事業のもの
- ・監督要領及び工事標準仕様書による
- ・建築の基準に準拠

(問20) 問16の回答において、監督業務の範囲を「監督補助業務又は全面的な監督」とした具体的な理由を記入して下さい。

1) 監督補助業務のみ

- ・監督員の作業を軽減するため
- ・職員の減少により、請負業者への技術指導・現場立会等の補助業務
- ・職員での変更協議、手続きが必要となるため
- ・本来は職員がすべき業務と考えていた為。
- ・監督要領及び工事標準仕様書による
- ・請負工事が適正に履行されることを目的に、監督職員の業務を補佐する業務範囲

2) 全面的な監督業務

- ・委託業務は、幅広く高度な知識が必要であり、一貫して監督業務を委託することが望ましいため
- ・工事の事業費が大きく、国庫補助対象事業のもの
- ・監督員が臨場できない場合に、早急な判断が必要な項目については処理できること。
- ・人事異動等で定期的に異動があるため経験年数が豊富で専門的な技術や知識を持った職員がいない

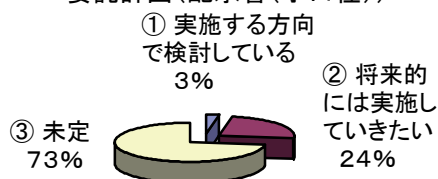
(問21) 問6で「③」と回答された方それぞれに伺います。

今後、委託を実施する考えがありますか。下記より選択して下さい。

配水管工事 (小口径)

選択肢	回答事業体数	
① 実施する方向で検討している	1	3%
② 将来的には実施していきたい	9	24%
③ 未定	27	73%
合計	37	100%

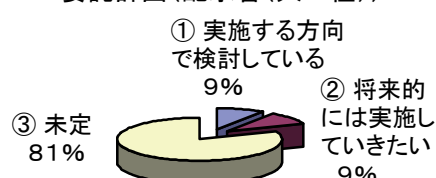
委託計画(配水管(小口径))



配水管工事 (大口径)

選択肢	回答事業体数	
① 実施する方向で検討している	3	9%
② 将来的には実施していきたい	3	9%
③ 未定	26	81%
合計	32	100%

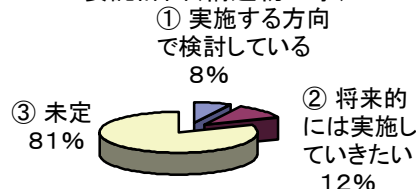
委託計画(配水管(大口径))



構造物工事

選択肢	回答事業体数	
① 実施する方向で検討している	2	8%
② 将来的には実施していきたい	3	12%
③ 未定	21	81%
合計	26	100%

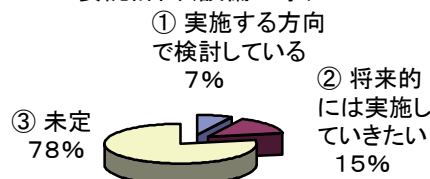
委託計画(構造物工事)



設備工事

選択肢	回答事業体数	
① 実施する方向で検討している	2	7%
② 将来的には実施していきたい	4	15%
③ 未定	21	78%
合計	27	100%

委託計画(設備工事)



(問22) 問21で「③」と回答された方に伺います。

今後の委託の実施を未定とした理由を記入して下さい。

- ・工事について、設計から現場監理、精算まで一連で担当した方が、詳細まで把握出来ると思われることに加え熟練職員が退職して若手職員へ移行するうえでも現場経験を蓄積させる為に有功と思われる
- ・現状では、職員で対応が可能と考えている
- ・検討していないため
- ・現在の人員(技術系職員)が確保されれば委託化する必要がないが、確保されなければ委託化を検討する必要がある為
- ・現状では、監督業務を委託する考えはない
- ・監督業務を委託とした場合、問題点が多く、市としての方針が決定されていない
- ・職員の採用を期待しているため
- ・工事の数量、規模が縮小傾向にあるため
- ・配管工事は現在現業職員が監督員の補助業務を行っており、今後は現業職員により監督業務を行う予定であるため
- ・経費の面と監督者の能力アップのため
- ・委託化のデメリットを解消する方策等が整理されていないため
- ・責任区分が不明確なため
- ・水道工事(設計委託・監理業務)のあり方についての検討を要するため
- ・直営での組織体制となっているため(水道技術者育成により技術継承)
- ・監督業務は職員で行うべき業務であることから、委託は考えていない
- ・市の方針で水道事業は、民間委託(包括業務委託)を進めています。
- ・事業量に比して技術職員不足のため、補助監督委託を行っているが、本来職員が現場監督することが望ましいと考えている

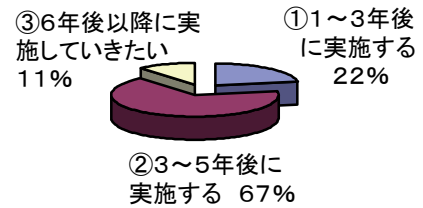
(問23) 問21で「①又は②」と回答された方それぞれに伺います。

今後の委託化の実施時期について下記より選択して下さい。

配水管工事 (小口径)

選択肢	回答事業体数	
① 1～3年後に実施する	2	22%
② 3～5年後に実施する	6	67%
③ 6年後以降に実施していきたい	1	11%
合計	9	100%

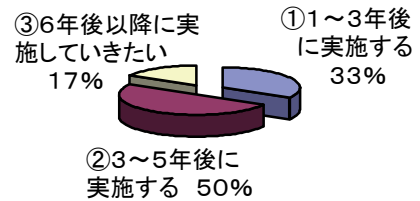
委託時期(配水管(小口径))



配水管工事 (大口径)

選択肢	回答事業体数	
① 実施する方向で検討している	2	33%
② 将来的には実施していきたい	3	50%
③ 6年後以降に実施していきたい	1	17%
合計	6	100%

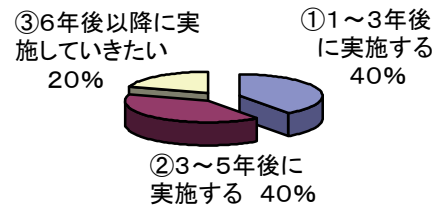
委託時期(配水管(大口径))



構造物工事

選択肢	回答事業体数	
① 実施する方向で検討している	2	40%
② 将来的には実施していきたい	2	40%
③ 6年後以降に実施していきたい	1	20%
合計	5	100%

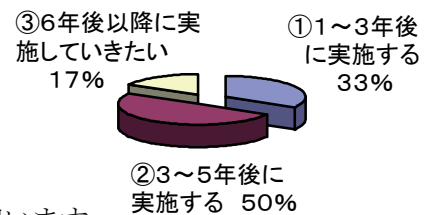
委託時期(構造物工事)



設備工事

選択肢	回答事業体数	
① 実施する方向で検討している	2	33%
② 将来的には実施していきたい	3	50%
③ 6年後以降に実施していきたい	1	17%
合計	6	100%

委託時期(設備工事)



(問24) 問21において「①又は②」と回答された方に伺います。

今後、委託を実施又は検討をする理由を記入して下さい。

- ・浄水場更新工事の為
- ・管路施設の更新事業量が増加するため
- ・管路の耐震化工事が増加するため
- ・職員数の減少と事務の多様化により、現場対応できる人数の確保が困難になりつつある
- ・技術職員数の不足と工事品質確保
- ・時間外勤務の縮小、人員削減への対応
- ・職員の退職に伴う減少、高度化する技術革新への対応及び一層の技術・知識の習得のため

(問25) 今後、配水管の耐震化工事の実施等の業務増加等に対して、監督員の人材確保をどのように考えていますか。

選択肢	回答事業体数	
①職員を養成して、監督職員を確保する	32	64%
②業務委託者を活用して、監督員を確保する	14	28%
③その他	4	8%
合計	50	100%

監督員の人材確保

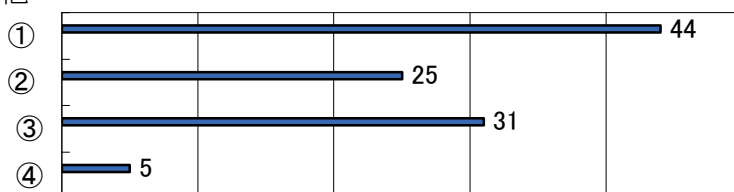


⇒③その他

- ・職員を確保したいが、現実的には財政状況や全庁的な組織判断の上から厳しい状況である。
- ・人材育成とともに業務委託者を活用していく。
- ・①及び②

(問26) 監督業務を委託化するための必要な条件は何ですか。(複数回答可)

- ① 質の高い監督業務ができる技術者の確保 (資格認定制度・講習会受講等)
- ② 監督業務が可能な業者の増加
- ③ 監督業務委託に関する歩掛・単価表等の整備
- ④ その他



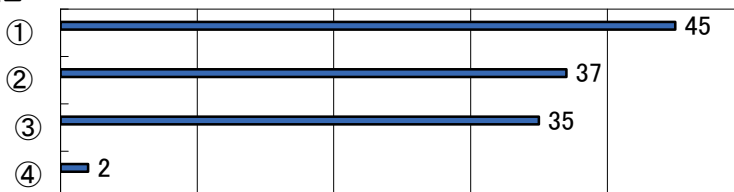
⇒④その他

- ・施工監理及び関係書類のマニュアル化及び関連協議等の簡素化
- ・技術者の資質の向上
- ・歩掛等の整備は必要ですが、委託にかかる費用の軽減が前提です
- ・委託のための財源
- ・問題発生への対応と責任(補償)の線引きなど、契約上の条件整備
- ・委託者の監督権限の拡大など条件整理

(問27) 監督業務の技術向上のため、どのような研修が必要だと考えますか。

(複数回答可)

- ① 監督業務全般 (施工状況の確認、業者への指示等)
- ② 緊急時の対応 (事故時等)
- ③ 住民への対応 (苦情処理含む)
- ④ その他



⇒④その他

- ・技術系職員採用に全体的な技術向上を図る
- ・工事毎に配水系統、水の供給状況、地域管路状況による濁り、弁類の開閉頻度など、各事業体での地域事情を取りまとめ、FAQを整備し、それらを利用した研修

参考資料 2 業務委託の実施体制 例

項目		全面委託	補助業務委託		委託者支援業務等委託
		A水道事業者	B水道事業者	C水道事業者	(国土交通省)
契約書	委託者の担当者	委託者の指定する職員	調査職員	監督員	調査職員
	受託者の担当者	業務責任者	管理技術者 現場技術者	業務遂行責任者	管理技術者 担当技術者
仕様書	受託者の担当者	(仕様書) ・総括監督員 ・副総括監督員 ・監督員	(特記仕様書) —	委託監督員	(共通仕様書) ○管理技術者 ・技術士(総合技術部門 or 建設部門) ・1級土木施工管理技士
	資格	—	○管理技術者 ・技術士 ・RCCM ・土木施工管理技士(1級又は2級) ・管工事施工管理技士(1級又は2級) ・上水道に関する施工管理業務に従事した経験(大卒10年等)を有し承認した技術者 ○現場技術員 ・認定の研修(耐震継手、不 断水穿孔、仕切 弁操作)の受講者	○2級土木施工管理技士の資格を有し、上水道の開削設計に従事した経験者1名以上 ○うち1名以上は、給水装置工事主任技術者 ○同等以上の知識・技術・技能を有すると認める者	・土木学会特別上級技術者、土木学会上級技術者又は土木学会1級技術者 ・(社)全日本建設技術協会による公共工物品質確保技術者の(I)又は(II) ・RCCM かつ、国、都道府県、政令市、特殊法人等が発注した土木工事に関する委託者支援業務と同等業務の実績1件以上 ○担当技術者 ・技術士(総合技術部門 or 建設部門)、技術士補(建設部門) ・一級土木施工管理技士又は二級土木施工管理技士 ・土木学会特別上級技術者、土木学会上級技術者、土木学会1級技術者又は土木学会2級技術者 ・(社)全日本建設技術協会による公共工物品質確保技術者の(I)又は(II) ・RCCM ・委託者支援業務と同等業務の実績1件以上 ・河川又は道路関係の技術的行政経験を10年以上有する

参考資料3 業務委託契約書の主な構成例

国土交通省	全面委託	補助業務委託	
	A水道事業者	B水道事業者	C水道事業者
<ul style="list-style-type: none"> ○総 則 ○指示等及び協議の書面主義 ○権利義務の譲渡等 ○一括再委託等の禁止 ○特許権の使用 ○調査職員 ○監理技術者 ○地元関係者との交渉 ○土地への立入り ○管理技術者等の措置請求 ○履行報告 ○貸与品等 ○設計書と業務内容が一致しない場合の補修義務 ○条件変更等 ○設計図書等の変更 ○業務の中止 ○業務に係る受注者の提案 ○臨機の措置 ○契約金額の変更に代える設計図書の変更 ○検査及び引き渡し ○引き渡し前における成果品の使用 ○ 第三者による代理受領 	<ul style="list-style-type: none"> ○総 則 ○権利義務の譲渡等 ○一括委託又は再委託等の禁止 ○委託者の立会い(監督員) ○業務責任者 ○仕様書等と不適合の場合の補修義務 ○事情変更による契約内容の変更 ○検査及び補修 	<ul style="list-style-type: none"> ○総 則 ○指示等及び協議の書面主義 ○権利義務の譲渡等 ○再委託等の禁止 ○調査職員 ○管理技術者 ○現場技術員 ○管理技術者等の措置請求 ○履行報告 ○貸与品等 ○設計書と業務内容が一致しない場合の履行責任 ○条件変更等 ○設計図書等の変更 ○業務の中止 ○業務に係る受託者の提案 ○業務委託料の変更に代える設計図書の変更 ○検査及び業務報告書の引渡し ○第三者による代理受領 	<ul style="list-style-type: none"> ○総 則 ○指示等及び協議の書面主義 ○権利義務の譲渡等 ○一括再委託等の禁止 ○監督員 ○業務遂行責任者 ○業務遂行責任者等に対する措置請求 ○履行報告 ○条件変更等 ○仕様書等の変更 ○業務の中止 ○検 査

※本例は配水管工事における業務委託の例を示す。